

【認可保育所等保護者向け資料】※認可外保育施設・幼稚園2歳児預かり事業・一時保育事業(非定型保育)は、別の取扱いとなります。

山形県事業に基づく

山形市保育料負担軽減補助金

※令和6年度まで実施(予定)

対象となる
方は期限ま
でに申請書
をご提出く
ださい

令和元年10月から国の政策である「幼児教育・保育の無償化」により、3歳以上児等の保育料が無償化となりました。

本事業は、山形県が県内市町村と連携し、幸せな子育て環境の整備の一つとして、国の無償化の対象とならない3歳未満児を対象とした保育料の軽減を行うものです。

令和6年度まで山形市では対象者に補助金として直接交付することで保育料の軽減を行います。

Q.負担軽減の対象になるのは？

山形県

【対象となる施設】

- 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業

【対象者】

- 保育の必要性が認められる3歳未満児(令和4年4月1日時点の年齢)
- 市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯の子ども

※保育料無償化対象児童は除く。

<保育料負担軽減の対象>

所得階層区分		推定年収	国基準利用料(月額)	0~2歳児	3~5歳児	
①	生活保護世帯	—	0円	全国一律で 既に無償化	全国一律で 既に無償化	
②	市町村民税非課税世帯	260万円未満				
③	市町村民 税所得割	48,600円未満	330万円未満	19,500円		本県独自に負担軽減を実施 (令和3年9月分~令和6年度分(予定))
④		97,000円未満	470万円未満	30,000円		
⑤	市町村民 税所得割	169,000円未満	640万円未満	44,500円		政府の動向等を 踏まえて検討 ※ 政府に対しては、0~2歳児の 保育料無償化の全国一律実施を 継続して提案
⑥		301,000円未満	930万円未満	61,000円		
⑦		397,000円未満	1,130万円未満	80,000円		
⑧		397,000円以上	1,130万円以上	104,000円		

※補助金額は、認定状況や利用日数、多子軽減の適用、新型コロナウイルス感染症による休園等による保育料の軽減の適用により変わります。

本事業については、**山形県の事業として令和6年度まで実施予定であり、令和7年度以降の実施は未定**となっております。

山形市の具体的な保育料負担軽減額については、裏面をご覧ください。

【制度に関する問合せ先】山形県しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課 TEL: 023-630-2668

【手続きに関する問合せ先】山形市こども未来部保育育成課 TEL: 023-641-1212 (内線572,573)

補助金の対象となる方には、市役所から直接郵送 または ご利用されている施設を通して申請書類を配付いたします。

山形市

令和4年度山形市認可保育所等保育料負担軽減補助金 保育料・補助額一覧表



(月額 単位：円)

階層	国階層	世帯の区分	保育料		補助額		参考：保育料実質負担額		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0					
B0	2階層	ひとり親・障がい児者世帯	0	0					
B		二人親世帯	0	0					
C	3階層	市町村民税均等割のみ課税（※1）（※2）	ひとり親・障がい児者世帯	2,600	2,600	2,600	2,600	0	0
			二人親世帯	9,200	9,100	9,200	9,100	0	0
			半額	4,600	4,550	4,600	4,550	0	0
D1	3階層	市町村民税所得割15,000円未満（※1）（※2）	ひとり親・障がい児者世帯	2,600	2,600	2,600	2,600	0	0
			二人親世帯	12,700	12,500	9,750	9,650	2,950	2,850
			半額	6,350	6,250	4,880	4,830	1,470	1,420
D2	3階層	市町村民税15,000円以上48,600円未満（※1）（※2）	ひとり親・障がい児者世帯	2,600	2,600	2,600	2,600	0	0
			二人親世帯	16,900	16,700	11,000	10,900	5,900	5,800
			半額	8,450	8,350	5,500	5,450	2,950	2,900
D3	4階層	市町村民税48,600円以上57,700円未満（※1）（※2）	ひとり親・障がい児者世帯	2,600	2,600	2,600	2,600	0	0
			二人親世帯	20,900	20,600	15,000	14,800	5,900	5,800
			半額	10,450	10,300	7,500	7,400	2,950	2,900
		市町村民税57,700円以上77,101円未満（※2）	ひとり親・障がい児者世帯	2,600	2,600	2,600	2,600	0	0
			二人親世帯	20,900	20,600	15,000	14,800	5,900	5,800
			半額（同時在園）	10,450	10,300	7,500	7,400	2,950	2,900
市町村民税77,101円以上97,000円未満	-	20,900	20,600	15,000	14,800	5,900	5,800		
	半額（同時在園）	10,450	10,300	7,500	7,400	2,950	2,900		
D4	5階層	97,000円以上169,000円未満	35,600	35,000					
D5	6階層	169,000円以上301,000円未満	43,700	43,000					
D6	7階層	301,000円以上397,000円未満	51,500	50,700					
D7	8階層	397,000円以上	56,700	55,800					

※令和7年度以降の実施や軽減方法は未定です。

補助金について

- ① 補助金の対象となる階層はC、D1、D2、D3となります。保育料及び階層については、令和4年4月から令和5年3月の利用者負担額決定通知書でご確認ください。
- ② 補助金の額については、保育料の額に応じて決定されます。補助対象月に保育料が未納の場合、その月の補助金は対象外となります。
- ③ 月途中入退所等の場合、利用日数に応じた補助額となります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症による休園等による保育料が軽減された場合は、軽減後の保育料に応じた補助額となります。

保育料について

- ※1 二人親世帯の所得割課税額が57,700円未満であり、利用児童が第2子である場合は保育料が半額となります。
- ※2 ひとり親・障がい児者世帯の所得割課税額が77,101円未満であり、第2子である場合は保育料が無料となります。
- ※3 上記1～2において、多子計算の年齢上限はありません（ただし順序算定は、保護者と生計を一にする子に限りません。）。
- ※4 認可保育所・認定こども園・幼稚園・家庭的保育事業・小規模保育事業・企業主導型保育所等を兄弟で利用する場合、第2子は保育料が半額、第3子以降は無料となります（多子軽減の課税額制限はありません。）。障がい児施設等を利用する兄弟がいる場合も同様となります。障がい児施設等とは、次の学校もしくは施設またはサービスをいいます。
特別支援学校幼稚園部・児童発達支援・児童心理治療施設・医療型児童発達支援

ひとり親世帯・障がい児者世帯とは

- ひとり親世帯
保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のいない方で、現に小学校就学前子どもを扶養している世帯。
- 障がい児者世帯
次に掲げる児者が現に在宅している世帯。
 - ①身体障害者手帳の交付を受けたもの
 - ②療育手帳の交付を受けたもの
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの
 - ④特別児童扶養手当の支給対象児
 - ⑤国民年金の障害基礎年金等の受給者

【制度に関する問合せ先】 山形県しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課 TEL：023-630-2668

【手続きに関する問合せ先】 山形市子ども未来部保育育成課 TEL：023-641-1212(内線572,573)